

平成20年度第1回宝塚市パブリック・コメント審議会議事録

- 開催日時 平成20年5月19日(月) 午後2時～4時
- 開催場所 宝塚市役所 3階特別会議室
- 出席者 委員 7名
事務局 4名

1 開会

会長 (開会、及びあいさつ)

2 諮問

副市長 (あいさつ及び諮問書朗読し、交付)

3 議事

(1) 審議会開催予定について

会長 議事の第1、本年度の審議会の開催予定について、事務局から説明をしてください。

事務局 (事務局より説明)

会長 平成20年度の開催予定は、今日を入れて5回の予定です。大別して諮問に基づく答申と、条例の見直しの2つです。諮問の答申については、第3回、もしくは第4回で答えを出し、条例見直しについては、平成21度の第1回、第2回までを含めて答えを出すという予定です。ご質問、ご意見はありますか。

会長 条例の改正に関する重要な論点は、次の3点です。1点目はパブリック・コメントの対象をどうするか。例えば水道の水質の方針までがパブリック・コメントの対象になっているのは、どうなのかと。水道局としては以前、斑状菌の問題があり、それで水道の水質の方針は大変重要な問題と考えられることになった。しかし、パブリック・コメントの必要があるのかという意見もあったと。

2点目は、料金の値上げに関することは、除外事項になっている、果たしてそれで良いのかという問題提起があった。

3点目は、議会提案条例ということで、議会が対象外であるという問題があります。議会を対象に含めてよいのかということです。

それを議論するということです。

この予定で進めていきたいと思います。

(2) 平成19年度パブリック・コメント実施結果について

会長 議事の第2、平成19年度パブリック・コメント実施結果について、事務局から説明してください。

事務局 (事務局より「平成19年度パブリック・コメント実施結果について」説明する)

会長 平成19年度の実施内容について、評価表に基づいて、適切であったかどうか、委員の皆様方に審査していただくことになります。ご意見、ご質問等ありますか。

委員 配布資料の平成19年度パブリック・コメント実施結果一覧表の「資料入手方法」を見ると、市広報紙に掲載されているのは1番の案件だけ。他の案件はなぜ掲載しないのか。

事務局 パブリック・コメントの開始からのお知らせを広報紙に載せたという意味の記載で、他の案件も同様であり誤記によるものです。

(3) 評価指標について

会長 議事の第3評価指標について、を議題とします。
評価の考え方とか評価方法は、昨年度に議論し、評価シートに反映させ、見直してきました。

今年度は昨年度と同じシートを用いて評価を行いたいと思いますが、確認のため再度、事務局から評価シートについて、説明してください。

事務局 (事務局より評価シートについて説明する)

会長 評価シートの項目が、1番から24番まであり、14番と23番が定性評価になります。それ以外は定量評価で、あらかじめ資料のデータに基づき客観評価ができる。前回、定性評価の項目をかなり削除し、可能な限り定量評価にしようとしたので定性評価の項目は、この2カ所です。最後に総合評価を記入していただくことになる。

今後、諮問があった8つの案件について、評価シートの定量評価項目は事務局が作成し、各委員に配付する。各委員は、定量評価項目を確認し、定性評価を行ったうえで総合評価を行い事務局に提出する。事務局が集約し、次回に全体の評価を委員全員で討議しながら、最終確定を行っていったら

と思う。

委員 昨年、1項目だけ、評価のしようがなくて書けない項目があった。それは事務局であらかじめ斜線で消しておいて欲しい。

会長 評価のしようがなくて、評価対象にならない評価項目をあらかじめ消しておかないといけない。それは事務局で整理をするのが一番合理的だと思う。

以前からずっと関わっている委員は経過を知っていて、よくここまで来たと思う。そうでない委員にしてみたら、簡単に機械的にできることをなぜ我々審議会委員にさせるのかという印象を持たれると思う。しかし、ここまで来るには、審議会ですごい議論をしてきた。だから、定量評価項目を増やすことができた。だけど、すべてを定量評価できるのかといたら、できないこともある。それが14番と23番なのです。その2つも含めて、見落としがないかということで、最終審議する。総合評価を最終審議するときに、この評価でいいのかといった議論をする機会を残しておく。

委員 定性評価の項目に関しては、各委員それぞれが確認をする。あと特記すべき評価事項に例えば、「よく頑張ってる」みたいなことを書かなくていいのか。

会長 それは各委員で書いていただいて結構です。

委員 それが総合評価に影響する可能性はあるのか。

事務局 次回、私はこれが特記すべき事項だということで、プラスになるか、マイナスになるかを議論していただければと思う。

委員 条例に基づきパブリック・コメントを実施しているところはいいが、かけていないところが問題である。

しかし、現在のところ条例の存在を知らない職員はいないと思う。他の市町村に比べたら良くできていると思う。

会長 今の意見は、条例に基づき適切に実施するといった方針のないような部局もあるのではないかという疑念があると思う。基本的には総合計画、基本構想、実施計画とあるわけですが、その中に保健計画、福祉計画、教育等、部門別、分野別の計画が多数並んでいる。計画の体系が一覧表になっていればわかりやすいと思う。事務局で準備し、次回配布してください。

会長 数ある計画の中で対象となる計画かどうかということが大事になってきた。

条例改正の議論にも大事な資料と思います。

委員 評価シートの15番ですが、計画の内容全般について意見を求めていくのが問題であると思う。何を、どこについて意見を求めているのかというのが明確になっていないと、わからないと思う。例えば、大量の資料をつけて、全般について意見を求めますといっても、何を意見出していいのかわからない。本当に求めたいところが明確になっているのかを重点的に見るべきではないか。

会長 ここは、計画の部分についてではなく、全般についてきちっと聞いているかということです。

委員 計画の中で何について意見がほしいのかが明確でないと、コメントの出し方がない。少なくとも、変更になった点を明確にしたうえでコメントを求めていく必要がある。

会長 それは評価シートの7番「考え方及び論点が明確となる資料」、8番の1「趣旨、目的及び背景の説明資料」で明確になっているという前提です。それ以外に計画全般についても意見を求めるような姿勢を出していますかというのがこの15番の項目です。

委員 評価シートの7番についても定量評価の項目ですが、評価する人によって評価が分かれることもある。

委員 私も同感ですので、定量評価項目については、3週間私たちの手元で見る間があるので、事務局の評価が適切かどうかは、よく見ておく必要がある。何か疑念があれば、審議会で最終的調整を行う必要がある。

会長 論点を整理します。

計画全般についての意見を求めているかというのを聞くよりも、計画変更とか、何について意見を聞きたいのかということを明確にするべきではないか、という意見です。それについては、評価シートの6番と7番で聞いています。しかしそれ以外にも、計画全般に関しても広く市民の意見を聞く必要があるということで15番を設けている。

また、事務局が行った定量評価について、資料に基づき機械的に点数をつけていくわけですが、果たしてそれが正しいか否かについては疑問が残る場合も考えられる。委員も同じ資料を持っているので、例えば、資料はあ

るが、わかりにくいといった場合に、事務局の評価とは反対に、点数を下げるということもこの委員会はすべきではないか、という意見です。

委員 すべきだとは申しませんが、審議会で議論をして結論を出したら良いと思う。

会長 審議会は最終確定する権限を持っている。事務局が行った定量評価は間違っていないということではなくて、資料を見て異なる場合もあるかもしれないので、今述べた手順に従って評価をしたいと思います。

(4) 平成20年度実施予定について

それでは、議事の4、平成20年度の実施予定について、事務局より説明してください。

事務局 (事務局より評価シートについて説明する)

会長 平成17年、18年とも9件で毎年8件、9件の手続が行われている。

委員 本議題から離れるが、最終的には条例の改正についての議論が、後半始まる。私は審議会でパブリック・コメントを出してくる部局の長と面談する機会を持ち、パブリック・コメント制度について、どのような考えを持っているのかを直接、聞きたいという気持ちを持っていた。

それをせずして、この条例の適否を私は判断しがたいと思う。条例改正というのは、今後ものすごく大きな課題である。

会長 それは、事務的な取り扱いの問題とも絡む問題である。

委員 難しい問題です。審議会にその権限があるのかどうか。

委員 権限あると思っている。

委員 皆さん一生懸命やっていると思う。私は8番目のごみ減量の委員になっていて、そのパブリック・コメントの後で、審議委員から多数の意見が出てものすごく検討をした。部長を始めとして、ここはどのようにしようとか色々考えた。審議会にまで呼び出さなくてもよいと思う。

委員 各部局に多少の温度差があると思う。

会長 この件について、条例上、必要である場合は関係者を呼び意見を聞くことができるという条項はありましたでしょうか。

委員 審議会が必要があると認めるときは・・・・関係者に対して出席を求めて意見を聞き、関係書類の提出を求めることができる条項がある。

会長 必要がある場合の判断はこちらであれば良いと思うので、今のことは可能ではあると思う。

ただ、パブリック・コメント条例改正に関してどのような専門的な立場からの委員・関係者を呼ぶか。パブリック・コメントをした各部局の人たち全部に話を聞くのが妥当なのか、それはかえって非常に時間がかかって、もう少し要約できる立場の人の意見を聞くのがいいのかということになる。

市民の中にはパブリック・コメントを知らないという人もいるかも知らないので、もっと市民の意見も聞くべきではないのかという意見も出てくるのではないか。

委員 それは以前から、個人的には聞いている。

会長 条例改正に関しての進め方はどうしたらいいのかという根本的な問題にかかわることですが、我々がタウンミーティングまでやった方がいいのか、あるいは行政内部で一定の関係者だけ集めて、合同意見交換会実施したらいいのかは、議論を尽くさないといけない問題であると思う。

委員 広聴相談課長名で組織の長に数行のコメントを書いて出していただくということも、パブリック・コメント制度に対しての考え方がよくわかると思う。

会長 それは日常的にやっていると思う。

会長 この件については、ひとまず持ち越しということにします。

委員 文書の提出の件については、事務局で確認をお願いします。

会長 本日はこの程度とし、次回は6月30日、午後2時とします。

それでは、本日の審議会、これで終了いたします。